

令和元年12月26日

「福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針」 パブリック・コメント実施

改正健康増進法（H30.7.25 公布）が、令和2年4月から全面施行されることを受け、また、市民の健康寿命の延伸のため、望まない受動喫煙のない環境を整備し、「健都ふくしま創造事業」を推進するとともに、東京2020オリンピックの開催市として、公共施設においても積極的に受動喫煙防止対策を強化する必要があることから、本市の公共施設における受動喫煙防止対策方針を定めるものです。

この度、原案がまとまりましたので、市民の皆さまのご意見を広く取り入れるため、パブリック・コメントを実施します。

記

1 方針策定の考え方及び内容

- (1) 子どもなど、20歳未満が主として利用する施設について対策を強化した。
- (2) 法律上の規制内容から施設の種類ごとに、さらに踏み込んだ内容とした。

※下線部

u003c/divu003e

<概 略>

法律上の施設の種類	法律上の規制内容	福島市の方針（原案）	主な対象施設
第1種施設 子どもや患者に特に配慮が必要な施設等	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所設置可)	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所設置不可)	市役所本庁舎、支所、男女共同参画センター、保健福祉センター、消防本部、消防署、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園 等
第2種施設 第1種および喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設	建物部分 原則屋内禁煙 (条件により喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置不可)	学習センター、図書館、クリーンセンター、こむこむ、福島テルサ、体育館等
	屋外部分 規制なし 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮	原則敷地内禁煙 (一部除外施設を設ける)	上記施設の駐車場、福島スカイパーク、下水道管理センター敷地 等
その他の施設 (屋外施設) 以下2つの条件に該当しない場所 ①屋根がある ②側壁が概ね半分以上覆われている	子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所等では喫煙しないよう配慮	○遊具のある施設 または ○周囲に子どもがいる場合 敷地内禁煙	新浜公園、荒川さくらづつみ河川公園 等
		○上記以外の屋外施設 周囲の状況に配慮	地区農村広場、荒川運動公園等

公用車内は、移動中も含め、全て禁煙とする

※詳細は別添「福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針（原案）をご覧ください

2 意見募集の期間 : 令和2年1月7日(火)～令和2年2月6日(木)

3 意見の募集方法等

(1) 素案の閲覧

①市ホームページ

②閲覧場所:職員厚生課、政策調整課、市民情報室、各支所及び茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

(2) 意見の提出方法と提出先

①上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送、またはファックスで

②市ホームページから専用フォームで

(3) 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所または事業所を有する方

③本市にある事務所または事業所に勤務する方

④本市にある学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

担当:職員厚生課厚生係 課長 大岡 哲、係長 長島 英美 電話 024-563-5052 (直通)
